

事務連絡
令和6年6月7日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部土木管理局土木管理課

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の改正について

平素より、番号制度における特定個人情報の適正な取扱いについては、格別の御配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針として定められている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）について、この度、個人情報保護委員会（個人情報の適正な取扱いを確保するために国に設置されている第三者機関）から、下記のとおり改正した旨の通知がありましたので、お知らせします。

については、貴団体に所属する事業者に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 改正概要

（1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「番号法等一部改正法」という。）の施行による番号法及び関係法令の改正に伴う所要の改正

番号法等一部改正法の施行による番号法の改正（以下「本件改正」という。）により、番号法で個人番号の利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る。）についても、個人番号を利用すること、番号法で個人番号の利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を行うこと等が可能となったところ、これらの本件改正の内容を反映した。

また、本件改正に伴う、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令に関する法律施行令（平成26年政令第155号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号）等の改正を反映した。

(2) 人的ミス発生の防止対策の強化を図る規定の追加

番号法第 12 条に規定する安全管理措置に関し、人的ミスの発生を防止するための手法の例示等の規定を追加した。

(3) 政府全体のデジタル原則に照らした規制の見直し方針を踏まえた改正

委託先の監査・調査等、行政機関等による自主監査について、その実効性が担保される限りにおいてデジタル技術を活用した方法によることも可能であることを明記した。

※改正の詳細につきましては、下記の個人情報保護委員会ホームページをご参照ください。
また、当該ガイドラインに関する相談については、同委員会へお問い合わせ願います。

【URL】 <https://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

愛媛県土木部土木管理局土木管理課

メール：dobokukanri@pref.ehime.lg.jp

電話：089-912-2641（直通）

担当： 渡部